

藤岡市ふるさと寄附推進事業実施要綱

平成26年9月30日

告示第80号

改正 平成30年4月1日

令和2年12月1日

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと寄附をした市外在住の個人に対して記念品を贈呈する、藤岡市ふるさと寄附推進事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めることにより、地元特産品等による市の知名度の向上、ふるさと寄附の推進及び市内産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと寄附 本市に対し、藤岡市ふるさと寄附金及び基金に関する条例(平成20年条例第34号)に基づく寄附を行うことをいう。
- (2) 地元特産品等 市内で生産、販売等されている物若しくは市内で生産された農産物等を原料に生産、販売等されている物又は市内で提供されるサービスであって、本市の魅力を対外的に周知することができるものをいう。
- (3) 地元事業者 地元特産品等の生産、販売等を行う法人又は個人事業主であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 納期到来分の市税を滞納していない者(市内に住所を有さない者又は市内に所在していない者)にあつては、住所地又は所在地における市区町村税を滞納していない者)
 - イ 本人(法人にあつては代表者)及び従業員が、藤岡市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (4) 協力事業者 地元事業者のうち、この要綱の規定に基づき事業への参加を申し込み、市長の承認を受けたものをいう。
- (5) 記念品 市場における価格が別表第1に掲げる価格のいずれかに該当する地元特産品等であつて、市長の承認を受けたものをいう。
- (6) 寄附者 本市に対し、ふるさと寄附をした市外在住の個人をいう。

(記念品の贈呈)

第3条 市長は、寄附者に対し、別表第2の左欄に掲げる寄附金額に応じ、同表中欄に掲げ

る記念品を、協力事業者を通じて贈呈するものとする。ただし、寄附者が希望しない場合は、この限りでない。

(協力事業者の公募)

第4条 協力事業者は、公募するものとする。

2 前項の公募(以下「公募」という。)は、本市ホームページ及び広報ふじおかに掲載すること等により実施するものとする。

3 公募に申込みをすることができる者は、地元事業者とする。

(公募の申込み)

第5条 公募に申込みをしようとする者は、ふるさと寄附推進事業協力事業者申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(地元事業者の承認)

第6条 市長は、前条の申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査し、協力事業者として承認する決定をし、又は当該申込みの内容が不相当であると認めるときは不承認とする決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、その結果をふるさと寄附推進事業協力事業者承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 第1項の規定による承認は、当該承認の際に市長が指定する期間に限り有効とする。ただし、市長が別に有効期間を指定した場合は、この限りでない。

(記念品の申込み)

第7条 協力事業者は、自らが販売し又は提供する地元特産品等を記念品として承認するよう、市長に申し込むことができる。

2 記念品の申込みをしようとする者は、ふるさと寄附推進事業記念品申込書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(記念品の承認)

第8条 市長は、前条の申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査し、記念品として承認する決定をし、又は当該申込みの内容が不相当であると認めるときは不承認とする決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、その結果をふるさと寄附推進事業記念品承認(不承認)通知書(様式第4号)により協力事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定による承認は、当該承認の際に市長が指定する期間に限り有効とする。ただし、市長が別に有効期間を指定した場合は、この限りでない。

(記念品の送付等)

第9条 市長は、寄附者から記念品の申込みがあったときは、ふるさと寄附記念品発注書(様式第5号)により協力事業者へ通知し、通知を受けた協力事業者は、速やかに記念品を寄附者に送付するものとする。この場合において、送付に要する費用は、協力事業者の負担とする。

(請求等)

第10条 協力事業者は、記念品の送付実績等を月ごとに取りまとめ、ふるさと寄附記念品送付実績報告書兼請求書(様式第6号)に、寄附者へ記念品を送付したことを確認できる書類を添えて、記念品発送日の属する月の翌月10日までに、市長に報告するとともに別表第2に掲げる市負担額を請求するものとする。ただし、協力事業者がサービスの提供に係る利用券、宿泊券等(以下「サービス券」という。)を発行し、送付した場合は、現に使用されたサービス券の相当額を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を確認し、適切と認められた場合は、当該内容の確認を行った日から30日以内に、請求された金額を支払うものとする。

(記念品の宣伝広告)

第11条 市は、記念品について、ふるさと寄附とともに宣伝広告する。

2 協力事業者は、自らが協力事業者であることを宣伝広告することができる。

(協力事業者の義務)

第12条 協力事業者は、第8条第1項の規定により承認された記念品について、同条第3項に規定する承認の有効期間内は、変更することができない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 協力事業者は、第8条第1項の規定により承認された記念品について、同条第3項に規定する承認の有効期間が経過した後1年間は、当該記念品の送付に係る関係書類を保管しておかなければならない。

3 協力事業者は、記念品の提供に係る事故等に関して適切に処理をしなければならない。

4 協力事業者は、記念品の写真に係るデータの提供その他の市が行う広報を目的としたチラシ等の制作のために必要な協力を行うものとする。

(再委託等の禁止又は制限)

第13条 協力事業者は、事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 協力事業者は、事業の実施に係る事業所の権利及び義務を市長の許可なく第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事業協力の辞退)

第14条 協力事業者は、事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに、ふるさと寄附推進事業協力辞退届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 協力事業者は、前項の届出を提出する場合は、辞退しようとする日までに行われる寄附者からの申込みを適切に処理しなければならない。

(協力事業者の取消し)

第15条 市長は、協力事業者又はその記念品が事業にふさわしくないと認められる場合は、協力事業者及びその記念品に係る承認を取り消すことができる。

(個人情報の保護)

第16条 市長は、協力事業者に対して、当該協力事業者の記念品を選択した寄附者の同意を得た場合に限り、その氏名、住所、電話番号その他の記念品の送付に必要な個人情報を提供する。

2 協力事業者は、前項の規定により提供を受けた個人情報について、厳重に取り扱うとともに、記念品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。協力事業者でなくなった後においても同様とする。

3 協力事業者が、記念品送付時に同封したパンフレット等によって寄附者から協力事業者へ商品の申込み等がされたことにより入手した当該寄附者の個人情報については、前項の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行の日前においても、事業の実施に関し必要な準備行為をすることができる。

別表第1(第2条関係)

記念品の価格(消費税及び地方消費税を含む。)
3,000円相当
6,000円相当
9,000円相当
15,000円相当
30,000円相当
90,000円相当
150,000円相当
300,000円相当
450,000円相当

別表第2(第3条、第10条関係)

寄附金額	記念品の種類	市負担額
10,000円以上20,000円未満	3,000円相当の記念品	3,000円
20,000円以上30,000円未満	合計6,000円相当の記念品	6,000円
30,000円以上50,000円未満	合計9,000円相当の記念品	9,000円
50,000円以上100,000円未満	合計15,000円相当の記念品	15,000円
100,000円以上300,000円未満	合計30,000円相当の記念品	30,000円
300,000円以上500,000円未満	合計90,000円相当の記念品	90,000円
500,000円以上1,000,000円未満	合計150,000円相当の記念品	150,000円
1,000,000円以上1,500,000円未満	合計300,000円相当の記念品	300,000円
1,500,000円以上	合計450,000円相当の記念品	450,000円

様式第1号（第5条関係）

ふるさと寄附推進事業協力事業者申込書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

名 称
代表者名 ㊤
所 在 地

藤岡市ふるさと寄附推進事業実施要綱第5条の規定に基づき、協力事業者として次のとおり申し込みます。申込みに当たって、藤岡市ふるさと寄附推進事業実施要綱第2条第2号ア及びイに該当するものであることを誓約します。

ふ	り	が	な	
名称・代表者名				
所在地				(〒 -)
連絡先等	電話番号			
	F A X			
	メールアドレス			
	ホームページ			
備考（予定している記念品の内容、額等を記入してください。）				

※ 個人の場合は、「名称・代表者名」に氏名を、「所在地」に住所を記載してください。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

藤岡市長 印

ふるさと寄附推進事業協力事業者承認（不承認）通知書

藤岡市ふるさと寄附推進事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 区 分		承 認 ・ 不 承 認
承認の場合	有効期間	
	登録番号	
	備 考	

様式第3号（第7条関係）

ふるさと寄附推進事業記念品申込書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

登録番号

名 称

代表者名

Ⓜ

（個人の場合は氏名を記載）

藤岡市ふるさと寄附推進事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。申込みに当たって、藤岡市ふるさと寄附推進事業実施要綱第12条、第13条及び第16条第2項の規定を遵守することを誓約します。

ふ り が な	
商品（セット）名	
商品の内容（内訳）	
商品の価格（税込）	
商品の説明 （100字以内）	
備 考	

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

藤岡市長 印

ふるさと寄附推進事業記念品承認（不承認）通知書

藤岡市ふるさと寄附推進事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 区 分		承認 ・ 不承認
承認の場合	有効期間	
	記念品番号	
	記念品名	
	備 考	

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

藤岡市長 閣

ふるさと寄附記念品発注書

寄附者から記念品の申込みがありましたので、藤岡市ふるさと寄附推進事業実施要綱第9条の規定に基づき、次のとおり通知します。寄附者に対し、記念品を送付してください。

発注番号		
記念品番号		
記念品名		
個数		
寄附者	氏名	
	住所	(〒 -)
	連絡先	
備考		

※ ここに記載されている寄附者の個人情報、記念品の送付以外の目的で使用しないでください。

様式第6号（第10条関係）

ふるさと寄附記念品送付実績報告書兼請求書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

登録番号

名 称

代表者名

㊦

所 在 地

（個人の場合は住所及び氏名を記載）

藤岡市ふるさと寄附推進事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり記念品の送付実績を報告するとともに市負担額を請求します。

1 記念品の送付実績
別紙一覧表のとおり

2 市負担額の請求
年 月分

請求金額 _____ 円

（内訳）

記念品番号	記念品名	市負担額	送付 件数	市負担額 ×送付件数	備考

(別紙)

記念品の送付実績一覧表

No.	発注番号	記念品番号	記念品名	送付先氏名	送付日	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

様式第7号（第14条関係）

ふるさと寄附推進事業協力辞退届出書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

登録番号

名 称

代表者名

㊦

（個人の場合は氏名を記載）

藤岡市ふるさと寄附推進事業への協力を辞退したいので、藤岡市ふるさと寄附推進事業実施要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。なお、同条第2項の規定に基づき、辞退する日までに行われる申込みについては、適切に処理します。

辞 退 す る 日	年 月 日
辞 退 す る 理 由	

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第14条関係)